

○ 世田谷区児童福祉審議会条例施行規則

令和 2 年 3 月 31 日規則第 52 号

世田谷区児童福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年 10 月世田谷区条例第 29 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、世田谷区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 条例第 6 条の会議（次条及び第 6 条において「会議」という。）は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 3 条 委員長は、次に掲げる事項を記載した議事録（以下「議事録」という。）を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日及び開催場所
- (2) 出席した委員、臨時委員等の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の流れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の経過に関する事項

2 議事録には、委員長及び委員が会議において指名する委員 1 名が署名するものとする。

3 議事録は、公開する。ただし、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月世田谷区条例第 6 号）第 7 条各号に該当するときは、この限りでない。

(部会)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その部会の審議する事項について、専門的知識を有する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、その事務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

- 6 部会は、部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 部会の議事は、その会議に出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 9 第2条の規定にかかわらず、部会の会議は非公開とする。ただし、部会長が必要があると認めた場合は公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員等の除斥)

第6条 委員及び臨時委員は、自己に直接の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・若者部子ども・若者支援課において処理する。ただし、部会の庶務は、その部会の調査審議に係る事項を所掌する課（世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第11条第1項に規定する課及び担当課をいう。）において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第38号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。